

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法		法令番号	昭和26年 法律第219号	
手続名	下記に記載		根拠条項	第138条第1項	
審査基準	権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定における				
	1	事業認定申請書の却下	No6の審査基準を準用		
	2	事業の認定	No7の審査基準を準用		
	3	事業認定の拒否	No8の審査基準を準用		
	4	土地の形質の変更の許可	No9の審査基準を準用		
	5	土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認	No10の審査基準を準用		
受付機関	土地利活用課	処理機関	土地利活用課	交付機関	土地利活用課
		標準処理期間		日	目次
		標準経由期間		日	No.
					11